

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年1月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)新川崎B地区北街区住宅建設事業」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社リクルートコスモス横浜支社 支社長 宮前 佳弘 神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番36号
	指定開発行為の名称	(仮称)新川崎B地区北街区住宅建設事業
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区鹿島田、北加瀬及び北加瀬1丁目地内 (区域面積: 5,390㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数: 282戸、計画人口: 835人、建物最高高さ: 66m (18階建)、建築面積: 3,770㎡、延べ面積: 33,380㎡(駐車場等含む)
	指定開発行為の施行期間	着手予定: 平成18年8月 完了予定: 平成20年6月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成18年1月30日(月)から 平成18年3月15日(水)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間: 午前8時30分から午後5時まで (横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)
	縦覧場所	川崎市: 幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所、 川崎市役所(環境局環境評価室) 横浜市: 鶴見区役所、横浜市役所(環境創造局環境影響 評価課)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出できます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限: 平成18年3月15日(水) (郵送の場合は、平成18年3月15日消印有効) 意見書の用紙: それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先 (意見書提出先)	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm